

【会議概要】

(議題)「茂原市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定について **資料1**・**資料2**

事務局 : **【計画案】**

茂原市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)について御説明させていただきます。
着座にて失礼させていただきます。

まず、お手元に郵送いたしました右上に資料1とあります「茂原市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要」と資料2「茂原市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)」の冊子を御用意ください。

はじめに、行動計画の構成について御説明させていただきます。資料1の改定の概要と資料2の計画案の表紙を開いて「目次」を御覧ください。本市の行動計画は、国の内閣感染症危機管理統括庁が改定した「市町村行動計画の手引き」と千葉県行動計画を参考に策定しております。この行動計画の構成は、「目次」にありますように、「第1 はじめに」、「第2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的方針」、「第3 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の3つの柱で構成いたしました。

次に、改定の概要の「現在の行動計画」の項目と計画案1ページ及び2ページを説明いたします。計画案1ページ「第1 はじめに」を御覧ください。平成24年5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある感染症を対象とする危機管理の法律として、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定されました。この法律は、本日の会議では「特措法」と略して説明させていただきます。特措法の制定に基づいて、国は「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定し、国の行動計画に準ずるよう「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成25年11月に策定し、本市でも、国と千葉県の行動計画を踏まえ、平成26年に「茂原市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定いたしました。

改定の概要の中程「今回の計画改定の目的」の項目を説明いたします。令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、次の感染症危機に対して、平時からの準備を含めた対応を目指し、令和6年7月に政府行動計画の改定を行い、令和7年3月に千葉県行動計画が改定されました。全国の市町村では、特措法に基づいて、本年7月までに行動計画を改定し、都道府県に報告のうえ、公表することとなっております。

続いて、計画改定のポイントについて、改定の概要の2枚目上段に5点記載いたしました。「1 平時の準備の充実」として、今回の重点の一つ「準備期の取組」を充実して記載しております。内容的には、平時からの体制整備や関係機関との連携などになります。

「2 対策項目の拡充」として、国と千葉県は6項目から13項目に増やし、市の行動計画では、現行の5項目から7項目に増やしています。また、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別を防止に関する事項、予防接種の体制、感染症対策物資の備蓄等について記載いたしました。その他に「3 幅広い感染症に対する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え」として、新型インフルエンザ・新型コロナ以外の呼吸器感染症

を念頭にした計画にしたものであること。「4 DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進」として、国が構築している予防接種事務のデジタル化の推進。「5 実効性確保の取組」として、国及び千葉県との連携、特に感染拡大による「自宅療養者への協力」など、千葉県と連携について記載してあります。

続いて、改定の概要の2枚目下段に、本市の「行動計画の対策項目」として、「(1)実施体制」から「(7)住民の生活及び地域経済の安定の確保」まで7項目を記載しています。計画改定のポイントの説明の中で、対策項目を増やしたという説明をいたしましたが、具体的には「(5)保健」と「(6)物資」を増やしております。

続きまして、計画案を御覧ください。3ページから9ページまでは、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的方針を掲げました。ページを戻っていただきまして3ページになります。3ページは、「1 目的及び基本的考え方」として、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」、「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」と、千葉県行動計画を参考に2つの基本的な考え方を示し、3ページ下段の「2 実施上の留意点」として、「(1)平時の備えの整理や拡充」から6ページ中段の「(8)記録の作成や保存、公表」まで8項目を記載いたしました。その中のいくつかを説明させていただきます。

3ページ下段にお戻りください。「(1)平時の備えの整理や拡充」では、平時の体制づくりやリスク情報の共有を記載いたしました。

5ページ中段ですが、「(3)基本的人権の尊重」では、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の対応を受け、令和3年2月の特措法改正により、「感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の偏見・差別」を防止する旨が規定され、今回の改定で記載いたしました。

5ページ下段の「(5)関係機関相互の連携協力の確保」では、令和3年及び4年の特措法及び感染症法等の改正により、国・県との連携や医療関係者をはじめ、様々な事業者と連携する旨が規定され、記載いたしました。

6ページ上段の「(6)高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応」では、令和2年度にはマスク等の個人防護具の配布を行い、令和3年度のワクチン接種では「優先接種」に位置付けられたことから、各社会福祉施設等との情報共有を行いました。平時からの検討及び準備の考え方を記載いたしました。

6ページ下段から7ページ上段では、冒頭に改定の概要で説明いたしました7つの「対策の基本項目」を記載いたしました。

7ページから9ページにかけては、「4 対策推進のための役割分担」を記載いたしました。主なものといたしまして、「(1)国の役割」として、「ワクチン、診断薬、治療薬等の早期の開発や確保」を記載し、「(2)県の役割」として、「平時からの医療提供体制の整備、検査や宿泊療養体制等の整備」について記載し、「(3)市の役割」として、「住民への情報提供やワクチン接種、千葉県との連携」について記載いたしました。

9ページを御覧ください。「(8)市民の役割」として、「新型インフルエンザ等の発生時に、マスク着用等の咳エチケットや人混みを避ける等の基本的感染対策を実践する」、

また、「発生時に備えてのマスク等の衛生用品や生活必需品の備蓄に努める」などを記載いたしました。

10 ページから 32 ページまでは、7 項目の対策項目の考え方及び取組について記載いたしました。10 ページにお戻りください。10 ページからは、「取組項目 1 実施体制」を記載いたしました。本市では、すでに条例及び要綱により感染症に対応する体制整備の規定はありますが、新型インフルエンザ等が発生し、特措法に基づく緊急事態宣言が発せられた場合には、条例に基づく「茂原市新型インフルエンザ等対策本部」を設置いたします。参考までに、計画案 2 ページの「③本市の対応」の項目内の下から 5 行目に記載していますが、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症対応時、令和 2 年 2 月から令和 5 年 4 月まで 17 回の感染症対策会議を開催いたしました。

11 ページの 1 行目以降にありますように、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置は、国及び千葉県の本部設置状況を踏まえ、市対策本部の設置や感染対策の協議など適切に対応するとともに、対策に要する経費の準備等を行うことを記載いたしました。また、下段に緊急事態宣言が解除された場合の対応などを記載いたしました。

13 ページからは、「取組項目 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション」を記載いたしました。今回の改定では、13 ページ下から 2 行目にある「双方向のコミュニケーション」という言葉を、準備期・初動期・対応期のそれぞれに記載いたしました。市からは、様々な手段で新型インフルエンザ等の発生前から情報発信を講じますが、住民からの相談受付等を実施するため、相談窓口等の設置について検討・実施する旨を記載いたしました。

17 ページから 27 ページまでは、「取組項目 4 ワクチン」を記載いたしました。現在の計画から大幅に記載内容が増えた項目となります。新型インフルエンザ等のワクチンの住民接種を実施する場合、ワクチンの開発及びワクチンの決定は国が、接種体制の支援及び千葉県に割り当てられたワクチンの分配は県が、住民接種の実施主体は市が賄うことになります。17 ページ中段の「表 1 予防接種に必要となる可能性がある資材」は、令和 3 年度からの新型コロナウイルス感染症の住民接種を踏まえ、記載いたしました。

18 ページ中段からは、登録事業者に関する「特定接種」と「住民接種」について記載いたしました。ここの聞き慣れない「登録事業者」と「特定接種」ですが、巻末の 41 ページの「用語の解説」に記載しております。特措法第 4 条及び第 28 条に規定されており、新型インフルエンザ等の発生時に、国が「医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する」ことを目的に、医療事業者や介護事業者、ガス・電気等のインフラ関係事業者、鉄道・航空等、様々な事業者について、国が緊急の必要があると認めるときに、優先的に接種することが規定されておりますので、行動計画に記載いたしました。

21 ページにお戻りください。21 ページ中段では、「DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進」を記載いたしました。具体的には、ワクチン接種に当たっての「予防接種の記録や医療機関との費用請求関係など予防接種事務のデジタル化を始めとするデジタル・トランスフォーメーションの推進についての記載となります。

22 ページからは、新型インフルエンザ等の発生が確認され、住民接種の実施に向けた「初動期」を記載いたしました。中段からの「2-2-2. 住民接種」では、「②大量の業務量に対応できる庁内接種体制の準備、④医師会をはじめ医療機関との連携、⑥社会福祉施設等との連携、⑦医療機関へのワクチン配送の準備、⑧集団接種を実施する場合の準備」等を記載いたしました。

ページが少し飛びまして、26 ページ下段の「3-3. 健康被害救済」を御覧ください。予防接種を受けて健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく健康被害救済制度がございます。救済制度の情報提供を行うとともに、救済制度を利用しようとする申請者等からの相談等を適切に行う旨を記載いたしました。

28 ページは、この行動計画で追加された「取組項目 5 保健」について記載いたしました。令和 2 年からの新型コロナウイルス感染の拡大により、医療機関の病床が逼迫し、感染者が自宅等での療養を強いられました。法改正もあり、今回の改定において、市が県の実施する健康観察や日常生活に必要なサービスの提供に協力する旨の規定を記載いたしました。

29 ページは、同じくこの行動計画で追加された「取組項目 6 物資」について記載いたしました。平時より、新型インフルエンザ等対策に必要な物資等を備蓄するとともに、災害対策を所管する防災備蓄品等の確認、長生郡市広域市町村圏組合との連携について記載いたしました。

30 ページから 32 ページは、「取組項目 7 住民生活及び地域経済の安定の確保」について記載いたしました。30 ページ中段「1-3. 物資及び資材の備蓄」では、物資や生活資材について、危機管理担当との連携を記載いたしました。

30 ページ下段「1-5. 火葬体制の構築」、及び 32 ページ上段「3-1-5. 埋葬・火葬の特例等」では、本市は火葬に関する業務は、長生郡市広域市町村圏組合長南聖苑で行っておりますので、組合との協議を行う旨を記載いたしました。

駆け足となりましたが、本市の行動計画の改定案の説明は以上となります。この後、事前にいただきました御質問につきまして、担当より回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 : **【事前質問等の回答】**

本日、机に置かせていただきました右上に「資料 3」と書いてある「事前質問等の回答」という 1 枚の紙を御覧ください。塚原委員様より 3 問の御質問をいただきました。

まず 1 問目として、改定案 10 ページの記載に関する内容です。質問項目といたしまして「実施体制の関係等を図にした方が分かりやすいのではないか。」との御質問をいただきました。回答といたしましては、10 ページでは市の条例及び要綱、また、災害時の対策本部を例に記載いたしました。組織図、または令和 8 年 4 月、先ほど冒頭に説明しましたように令和 8 年 7 月までに改定となりますので、令和 8 年 4 月時点の役職名を明確に記載していくということも考えられると思います。市長、副市長、教育長の下に部が 7 つあるという内容になりますので、その中で見やすい表を検討してまいります。

続きまして2問目として、改定案28ページの「5 保健」という項目になります。いただきました御質問は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドラインに参考として要配慮者への対応についての記載がある。準備期及び初動期の対応についても記載してはどうか。」という内容です。御指摘の内容は、政府のガイドラインでは、「新型インフルエンザ等の患者等に対して、食事等の生活支援を実施する際に要配慮者の支援も併せて実施することが想定される」という記載がございまして、それに基づいたものと思われまふ。先ほど、千葉県との連携とありましたように、多くの患者が発生した場合、食料支援等、または健康観察等に市が協力することが想定されます。30ページの「7 住民の生活及び地域経済の安定の確保」の「1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備」及び31ページの「3-1-2. 生活支援を要する者への支援」の中に記載いたしました。28ページの「5 保健」は、コロナ禍以降の感染症法の改正により、都道府県と市町村の協力・連携が規定された部分になりますが、現在、千葉県からの要請に伴い、感染症拡大時、健康観察や食料品の提供などについて連携をするため、千葉県と県内全市町村が協議を進めているところでございます。御指摘の要配慮者の対応につきましては、今後検討してまいります。

続きまして3問目として、改定案29ページの「6 物資」になります。御質問の内容は、「「4 ワクチン」に関わる資材とも重複となってしまうかもしれないが、新型コロナウイルス感染症発生後にマスク等の不足があったことから、初動期及び対応期の対応についても記載してはどうか。」というものです。回答といたしましては、30ページ中頃の「1-3. 物資及び資材の備蓄」でも、危機管理担当との連携による物資の準備について記載いたしましたが、以下のとおりの記載を検討いたします。「(2)対応期」といたしまして、「1-1. 感染症対策物資等の備蓄状況の確認 ①市は、感染症対策物資等の備蓄状況を随時確認する。②感染症対策物資等が不足すると予想されるときは、県や近隣の町村との連携により備蓄する物資や資材の調達の情報を把握するよう努める。」という内容を記載していくということを検討してまいりたいと思います。令和2年のコロナのときにはマスク等が大幅に不足いたしまして、健康管理課の方で早めに調達、または寄付をいただく事案が生じたので、その際には社会福祉施設や学校関係、あと長生郡市7市町村で共同購入することによって、大量に早く確保するということもでき、医療機関をはじめ、社会福祉施設等に配布を行ったという実績に基づき記載させていただきました。